

第 2 号 議 案

令和 3 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86,780千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ408,431千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令 和 4 年 1 月 24 日 提 出

長 崎 県 知 事 中 村 法 道

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 47,343	千円 86,780	千円 134,123
	2 国庫補助金	27,249	86,780	114,029
歳入合計		321,651	86,780	408,431

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産業費		千円 321,651	千円 86,780	千円 408,431
	1 林業費	156,357	86,780	243,137
歳出合計		321,651	86,780	408,431

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 農林水産業費			千円 86,780
	1 林業費		86,780
		造林費	86,780
合		計	86,780

第3号議案

令和3年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和3年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度長崎県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 主な建設改良事業			
処理場建設改良	508,117千円	181,000千円	689,117千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 事業収益	1,138,486千円	17,817千円	1,156,303千円
第2項 営業外収益	603,205千円	17,817千円	621,022千円
	支	出	
第1款 事業費用	999,392千円	△354千円	999,038千円
第2項 営業外費用	24,095千円	△354千円	23,741千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額123,127千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,700千円、過年度分損益勘定留保資金108,921千円及び当年度分損益勘定留保資金1,506千円」を「不足する額123,127千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,448千円、過年度分損益勘定留保資金98,679千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	507,800千円	181,000千円	688,800千円
第1項 企業債	150,300千円	33,500千円	183,800千円
第2項 国庫補助金	220,000千円	114,000千円	334,000千円
第3項 負担金	137,500千円	33,500千円	171,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	630,927千円	181,000千円	811,927千円
第1項 建設改良費	508,117千円	181,000千円	689,117千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように定める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 150,300	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体 金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和3年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内	借入時期から30年以内 (うち据置期間5年以内)において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 183,800	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	150,300				183,800			

令和4年1月24日提出

長崎県知事 中村法道